

面 会 規 定

1. 目的

本規定は、入院患者の療養生活の質の向上および尊厳の保持並びに円滑な退院支援を図るため、患者と家族等の面会に関し必要な事項を定めることを目的とする。

2. 適用範囲

本規定は、当院に入院するすべての患者および面会者に適用する。

3. 面会時間

面会時間は原則として次の時間帯とする。

(1) 毎日 14 時 00 分～17 時 30 分

診療、看護ケアその他の事情により、病棟スタッフの判断で面会時間を調整することがある。

4. 面会人数および回数

面会人数および回数は次の条件とする

(1) 面会人数は、1 患者につき 1 回 2 名までとする。

(2) 面会回数は、面会者 1 名につき 1 日 1 回 15 分までとする。同一の面会者が同日に複数回面会することはできない。ただし、主治医または病棟スタッフが必要と判断した場合はこの限りではない。

5. 面会者

面会者は原則として次の者とする。

(1) 面会者は、原則として家族またはキーパーソンとする。

(2) 16 歳以上の方

6. 面会を控えていただく場合

次のいずれかに該当する場合は、面会を控えるものとする。

- (1) 面会者が面会当日にせき、嘔吐などの体調不良がある場合
- (2) 面会者が感染症に罹患している場合
- (3) その他、病院職員が面会を控える必要があると判断した場合

7. 面会場所

面会場所は原則として次の場所とする。

- (1) 各病室、デイルーム

8. 面会手順

面会は次の手順にて行うものとする。

- (1) 面会者は、院内北玄関で「面会等受付用紙」を記入し、病棟の職員へ渡す。

※土曜・日曜・祝日は南玄関に受付場所が変更

- (2) 病棟職員は、「面会等受付用紙」の内容および面会者の体調等を確認し、体温測定をおこなう
- (3) 発熱等症状が無ければ、入館許可証を面会者へわたす
- (4) 面会者は入館許可証を首から下げて面会する。
- (5) 面会終了後は、入館許可証をスタッフステーションへ返却する。

9. 面会時の感染対策

面会者は次の感染対策を遵守するものとする。

- (1) 面会前後に手指衛生を実施すること
- (2) 不織布マスクを着用すること

10. 面会中の禁止事項

面会中は次の行為を禁止する。

- (1) 病棟内での飲食
- (2) 大声での会話や他患者の迷惑となる行為
- (3) 無断での病室移動や他患者の病室への立ち入り

(4) 他の患者等への無断の写真撮影、音声録音および SNS 等への投稿

(5) 医療機器への接触や操作

(6) 病院職員の指示に従わない行為

11. 面会制限

次の場合には、面会を制限することがある。

(1) 患者の感染症、手術前後、症状または病状等により、医療上面会が適当でないと判断した場合

なお、面会制限は必要最小限とする。

12. 面会の特例

次の場合には時間外面会を認めることがある。

(1) 病状説明

(2) 重症患者

(3) 終末期

(4) 主治医または病院が必要と判断した場合

13. 遵守事項

(1) 面会者は、職員の指示に従うものとし、従わない場合は面会を中止することがある。

14. 感染症流行時等の対応

院内または地域において感染症の流行が認められた場合などは、患者の安全確保および院内感染防止の観点から、次の措置を講じることができる。

(1) 面会人数の制限

(2) 面会時間の短縮

(3) 面会場所の制限

(4) 面会の一時停止

これらの措置は、感染状況を踏まえ、管理会議の判断により決定する。

なお、病状説明、重症患者、終末期等の場合は個別に面会を認めることがある。

15. 規定の制定および見直し

本規定は、病院運営の状況や社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとする。

本規定は 2026 年 6 月 1 日より施行する。